

消防用設備等点検アプリ運用開始

自分で出来る点検報告

スマートフォン、PC、タブレットで簡単作成！

背景と目的

消防法令により設置が義務付けられた消防用設備等は定期的に点検し、消防署等に報告することが義務付けられています。

建物関係者が御自身で行う消防用設備等の点検と報告書の作成を支援するため、小規模な施設に設置されることが多い設備を追加した「消防用設備等点検アプリ」の運用が開始されました。

アプリで点検できる消防用設備等

- ・ 消火器具（加圧式（圧力ゲージが付いていない物）は製造年から3年以内、蓄圧式（圧力ゲージが付いている物）は製造年から5年以内のものに限る。）



- ・ 非常警報器具
- ・ 誘導標識（蓄光式のものと及び電気エネルギーにより光を発するものを除く。）
- ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。）



消防用設備等点検アプリの概要

本アプリは、イラストや写真を用いた案内により、本アプリの対象となる消防用設備等が消防法令に規定する点検の基準に適合しているかどうかを確認し、その点検結果を消防法令に定められた報告書の様式の PDF ファイルとして出力することができるものです。



○消防用設備等点検アプリ

- ・ [ダウンロード \(App Store\)](#)
- ・ [ダウンロード \(Google Play\)](#)
- ・ [消防用設備等点検アプリのリーフレット \(PDF\)](#)

アプリを使用できる端末は、iOS 11以上又はiPadOS 13以上のiPhone及びiPad並びにAndroid 8.0以上のスマートフォン及びタブレット端末

消防庁ホームページからもアクセス可能。

[\(総務省消防庁 HP\)](#)

お問い合わせ先

薩摩川内市消防局 予防課

消防局代表 0996-22-0119

予防課直通 0996-22-0135